

平成 19 年 12 月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 19 年 12 月 10 日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会 建設経済常任委員会〕

平成19年12月10日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1	請願第1号	生活道路安全確保に関する請願
日程第2	議案第100号	市道路線の廃止について
日程第3	議案第101号	市道路線の認定について
日程第4	議案第102号	太宰府市ホテル等設置奨励条の例制定について
日程第5	議案第103号	太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第107号	平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第7	議案第111号	平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第8	議案第112号	平成19年度太宰府市下水道会計補正予算（第1号）について

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	田川武茂	議員	副委員長	力丸義行	議員
委員	後藤邦晴	議員	委員	橋本健	議員
"	大田勝義	議員	"	村山弘行	議員
"	福廣和美	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

建設経済部長	富田讓	上下水道部長	古川泰博
都市計画課長	神原稔	建設課長	大内田博
建設課用地担当課長	西山源次	観光・産業課長	山田純裕
太宰府館長	木村和美	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	大江田洋		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（田川武茂委員） 皆さんおはようございます。

本日6名の傍聴許可をしておりますので、ご報告申し上げます。

傍聴される方は、お手元の「傍聴の際の注意事項」をお守り下さい。また、議案内容によっては、討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解の上ご協力をお願いします。

本日の建設経済常任委員会は途中で現地調査を予定しておりますので、委員会を中断する予定です。現地調査終了後、再開の際には一斉放送を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、委員会の途中での入退室は議事の進行に支障をきたしますので、ご遠慮いただきたいと思えます。

なお、この委員会室での傍聴者は10名まででございます。傍聴の受付をされていても途中で退席された場合、その他に傍聴を希望される方がいらっしゃれば、その方を優先いたします。その場合は入室できないこともありますので、ご了承いただきます。

それでは、ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日は、本会議におきまして当委員会に付託されました市道路線の廃止及び認定各1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算3件及び9月の定例会で継続審査となっております請願1件の審査を行います。

なお、当委員会に陳情書が1件送付されております。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

ただちに議案の審査に入りたいと思えます。

~~~~~

日程第1 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

委員長（田川武茂委員） 日程第1、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とし審査を行います。

この請願につきましては先の9月定例会におきまして当委員会に付託されまして、継続審査となっております案件でございます。

9月に開催した委員会で、執行部から現状と問題点などについて説明をいただいておりますが、その後の経過について報告すべきことがありましたら、報告をお願いします。

観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕）

9月議会におきまして継続審査となっております、「生活道路安全確保に関する請願」につきまして、経過のご説明をいたします。

請願の要旨は3点ございました。「大型バスの一方通行」「通学通路の安全確保」「沿線住民の生活道路の安全確保」でございまして、五条区と五条西区の両区長さんから提出されたも

のでございます。

まず1点目の「大型バスの一方通行」についてでございますが、9月と11月に筑紫野警察署と協議を行いました。その中で、一方通行の規制は簡単明瞭でわかりやすいということが第一ということでございまして、制限をするならすべての車種が対象で、また、年間を通して行わなければならない等、規制となりますと大変難しいものがございました。

このため、天満宮第一駐車場を出る大型バスに対して、右折して五条方面に出る方法ではなく、左折して太宰府駅前交差点方向へ出るという形で、そのことを、児童・生徒の下校時間に合わせて実施できないかということで現在、検討しております。

もちろん、問題点もいくつかございまして、まず、天満宮側の協力が不可欠でございます。出庫する車に対しまして、左折の案内をしていただくことが必要となってまいります。また、商店街のみなさんや地元住民のみなさんの理解と協力もいただかなくてはならないと考えております。

そのほかにも、駅前信号の通行時間の兼ね合いもございまして、今後も協議を重ねていきたいと考えております。

次に「通学路の安全確保」についてでございますが、登下校の安全対策につきましては、学校長を初め、PTA役員さんや五条、五条西地区委員の方と協議をいたしまして、この道路が通学路であることを路面に表示をしてほしいとの要望が一つございましたので、五条から学校入口までの間に、往復計5箇所に通学路と路面表示をいたしました。

また、「沿線住民の生活道路の安全確保」の件につきましては、先ほど「大型バスの一方通行」のところでも申し上げましたみなさんの協力をいただけるように、今後も警察や関係者等と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。今の報告に対して質疑はありませんか。

村山委員。

委員（村山弘行委員） 今、課長からお話がありましたが、まったくだめということではないんですね。今何度か言われました天満宮さんの協力、一方通行の関係です。天満宮さんの協力なり、あるいは出庫車の左折の部分の、そういう諸問題が解決され、なおかつ、また時間帯とか何とかじゃなくて、車種じゃなくてもそういう部分がクリアーをされれば可能性がないというわけでもない。ただ、生活道路との関係がありますから大型だけじゃなくて普通車も全部そっちに回らないといかんということになると、地元在住の方たちも理解を示してもらわないといかんという部分がでできますたいね。そういう部分が一定了解なりクリアー、あるいは体制ができれば可能性がある、まったく可能性がないということじゃない。で、もう少し引き続き地元の方たちの理解なり天満宮の協力などができれば可能性がないというわけじゃなくて、しばらく時間がかかると、そういう調整をするために、というふうに理解してよろしいんでしょうか。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） はい、まったくだめということではございませんけども、最初に申しあげました、すべての車が年間を通してあれだけの距離を一方通行にするからには、それこそ地元の協力、まあ警察がおっしゃるのは地元がまず優先と、地元の方たちを優先的に考えたいということもおっしゃっていましたので、年間を通して一方通行と、それから全車種ということになると非常に警察としては、規制は難しいというようなことをおっしゃっていました。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 村山委員、よろしいですか。

後でいいですか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） ちょっと先ほどの説明でわからんことがあったんで、そこから聞きますが、五条の信号を右折するのを止めさせて左に曲がらせると言ったの。どこを左にですか。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 天満宮の駐車場に入った車が五条の方に右折して出てくるのではなく、太宰府駅前の方に出て行くということです。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今の話を聞いていると、現状ではもう無理というとならえ方やね。道路の現状変更なり、何らかの変更をしない限り、まあ無理ですたいね。一人でも地元の反対があれば一方通行はできませんよね。そういうふうに前の国分のときも警察は、一人でも反対者があれば無理ですと。現状では大町地区の人たちと話しますけど、ほとんどは反対です。ということは、現状のままではこの請願は無理ということですよ。私はそうとらえています。だからといって反対するというわけではありませんが、それにPTAの人たち、その人たちからの要望はなかったわけでしょう。通学路と書いてもらえればいいという、そういう要望ということはね、そう危険をそこまで感じてないと、PTAが、昔、国分小学校のときに、下の道路に行くよりは山越えをしていったらどうかという案を地元が出した。で、最終的にどこが反対したかというPTAが反対してできなかったということなんですよ。ですから地元の区長さんたちが云々言ってもPTAが反対すれば何もできんわけです。今度の請願にPTAは入っていませんでしたね。そこら辺の地元のコンセンサスを作るのが先じゃないですか。だからある一定の思惑でこの請願をね……。現状は到底無理ですよ。そういう判断じゃないんですか、そこをちょっと聞きますが。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 今、委員さんがおっしゃいましたけど、警察の規制となると、先ほど申しあげましたように非常に難しゅうございました。ですから私どもは何とかできる方法はないかというふうなことで、下校の時間帯にというような方法を考えて協議していきたいな

と知っている次第であります。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 協議したり考えるときには是非学校関係者を中に入れてくださいよ。P T Aなり学校の校長なり入れて、通学路に関することでしょ。子供さんの安全でしょ。通学時間に観光客のバスが多いから、一つの理由としては何とかできませんかということでしたでしょ。そういうときには学校関係者とまず話をしないとだめですよ。最終的にP T Aが反対をすればできるのですよ。いくら区長さん、いくら議会が、いくらあなたたちがやろうと言ったってP T Aが反対すればできませんよ。そういうことじゃないんですか。通学路を勝手に変更るとかね。それは説得はできるでしょうけど、P T Aの人たちが現状のままの方がいいですよと言われればそれは終わりですよ。と私は理解するんですよ。そういう人たちとまずコンセンサスが先にできて、大町の人たちとも話をしてそれから請願を出してもらった方がいいんじゃないですか。

委員長（田川武茂委員） 村山委員。

委員（村山弘行委員） これは請願だから、あなたたちがあまりやかましく言われるのはどうかという感じが、お願いしたいという部分で私の方は請願を出しているわけだからですね。いろいろクリアしないといかん部分がたくさんあると思うけども、要は、今、福廣委員が言ったけども、安全で安心した通勤なり通学なり、あるいはこの渋滞緩和などができれば一番それにこしたことはないと思うんですね。そのために私どもとしては請願の紹介議員になってきているわけだから、もっといろんな方法をですね、今ちょっと一部で話されている、例えばあの川沿いの部分をどうかするとかというようなものが長期的に、やっぱりいずれにしても現状は特にお正月時期は非常に混むわけですから、現状を何とか解決していこうという方向でご努力願えればというふうに思います。一番いいのは請願どおりになればよからうけど、今いろんなクリアしないといけない問題がたくさんあるようですから、これはもう少し粘り強くできるだけ了解をいただけるようにご努力をお願いして、また違う方法でも安全に子供たちが通学できるような、あるいは生活が安心してできるような道路事情がもっとほかに方法があれば、そういう方法を私どもも勉強していきたいというふうには思います。

一つの方法として川沿いを何とか通学路にするとか、いろんな方法も検討はしてみたいというふうに思いますので、少しまた私どもも勉強していきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

なければ私の方から、部長、行政の対応は今後どういうふうな計画を持っているのか。時間的に一方通行はやむを得ないかもしれませんが、こういう状況ですから、しかし10年も20年も50年もこのままでいいかということですよ。行政として何か代案なり計画性なり、御笠川沿線の横に新しい道路を一本作るとかですね、私はそういうふうな計画があつてしかるべきじゃ

ないかなとそういうふう思うんですがね。これはいろいろ問題があるでしょう、要するに道路を作るといったら、これは市民の生活道路じゃないからですね、太宰府天満宮の専用道路というかそういうふうな面が強いわけですよ。だから一般事業でやるといったら、これは大きな問題が、また市民から我々の税金を何で天満宮のために使わないといかんかというような話があるかも知れません。しかしやっぱりそこに行政として、何かやっぱり主体性、指導性があってしかるべきじゃないかなと私は思うんですが、そういった計画はありませんか。

建設経済部長。

建設経済部長（富田 議） 今、各委員さんが言われたとおり十分承知しているわけですが、すけども、経過的に平成元年か2年頃、天神様の細道事業計画が出たときに、9月議会に言ったかもしれませんけども、特に大町地区の商店街の方に一方通行をするというふうなことでの記録を調べてみますと、そういう地元との話し合いがっております。そのときに同時に今回請願が出た五条区、特に沿道沿いの方のところに話はあっていないようでした。

結果的に九州国立博物館ができて来訪者が増えたということで一方では賑わいを見せながら、五条区の皆さんにはますます渋滞が激しくなっているということで、特に排気ガスと振動、そういうものがあるということで前々から区長さんの方から申し出が出ておったわけですが、まあ振動はなんとかならんかということで抜本的な対策として道路面をできることとして早急にやり替えをさせていただきました。しかしながら抜本的な解決にはなりませんので、今回請願が出ましたことも含めて、今山田課長が言いましたような警察との協議、そういうもので何とか短期的な対策として活路が見出せないだろうかということでの検討をしたところでございます。やっぱり今言いましたように登下校にあわせた時間帯を一方通行にするということでできないことはないというようなことで、いくつかの条件が課せられるということでございますが、警察が申しますのはやっぱり危険という部分が少しでもあってはなりませんよということで、時間帯の変わり目とかに知らない人が向こうから飛ばして来たりして、こちらから一方通行になった部分での、そういう処理をどうするかというようなこと、それが短い距離でありましたら可能でしょうけども、やっぱり700mくらいあるんですかね、ちょっと距離は正確ではございませんけども、やっぱりそのところを一方通行にするにはやっぱり相当の用意、準備、そういうものが必要じゃないかということでございました。

ですから天満宮の方にお話に行って、出るときに状況を見て大型バスでもこちらの方に、大町の交差点の方をお願いするというような協力の形ではいいですよというようなことでございましたので、それが可能かどうか、先ほど言いました大町の信号時間で、あそこで大型バスが2台から3台行けたら今の時間では可能と、そのぐらいがぎりぎりということでございますので、そこら辺を見計らっての今度検討もしていきたいと。今委員長が申されました抜本的な対策ということで御笠川沿いの天満宮の駐車場に対する道路、これは前々から市の方も構想、ある程度の検討をいたしております。それが可能なかどうか、今度の総合交通計画の中に織り込みたいというふうに考えております。それはやっぱり五条橋の問題、それから河川堤防の問

題とかあそこで大型バスが曲がれるかなというような問題、五条の信号とが近すぎる、農協の前の信号もございますので、そういう部分もあわせて可能かどうか検討が必要ということでございます。そこにできますと渋滞、これについてはもう駐車場が詰まってしまうと渋滞の対策にはなりませんけども、住民の方の一方通行、これには環状線的になりますので可能かなということで、これは負担がもうなるというようなことでの考え方を持って、今その案を練っておるというところでございます。費用的にはいろんな補助制度とかそういうもの、それから歴史と文化の環境税あたりを基金として貯めていただいて何らかの形で出していただくということになればある程度のそういう抜本的な対策にはなるかなというようなことでございます。今執行部としてはそういう状況でございますのでできるだけの対策を講じてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） はい、わかりました。

ほかにありますか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 私、この前の議会のときにもお話をしましたけども、今の話は太宰府天満宮の大駐車場に入れるというのが前提でしょう。それを前提にしか物事を考えられないのかどうか、この前言いましたように夢畑の方に大型バスの専用駐車場はすべて向こうに持っていくと、そういう天満宮との話ができないのか。今の大駐車場は乗用車オンリーと、大型バスは夢畑の前の大駐車場に入ると、そういう話はできないんですか。最初からその話はまったく皆さん方は考えない方向しか聞こえないけども、大型バスを入れなければいいじゃないですか、あそこに。と僕は思います。ここから先をあまり言うとも一般質問に入ってくるから言いたくないんだけど、今観光客が増えることを前提に物事を話してありますよね。我々もそうかもわからん。しかしこれが過去10年前は200万人も少なかったんですから。九州国立博物館ができて200万人増えた。あと5年後10年後今のままの観光客が来ていただければ結構なことですが、減る可能性だって十二分にある。そういったところも踏まえながらやっていかないと、せっかく韓国のバスは、韓国だけじゃありませんけども、国分の大きな駐車場に停めて買い物をして、またバスで来られる。あそこにバスを停めたままにするとか何らかほかの方法でもらえるようにするとか、なかなか我々の小さな頭では考えきれないけれど、いろんな方策をとれると思うんですよ。だから今後の問題として当然一番車の害が起きているのがやっぱり五条地区だと思いますよね。何らかの方法で解決はしていかないといけないでしょうから、今回のこういう問題を合わせながら、あそここのところを抜本的に改革するというのは相当費用がかかると、そして相当の地権者の協力を得ない限り抜本的な改革は無理だと思いますので、少しでも良くなるような方法を引き続き考えていただきたいなということを要望しておきます。

委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 大型バスですね、私の家なんかは大型バスが通ることはまずないんですけども、トラックが時々入ってくるんですね、家の前を。大きなトラックでもないんですよ、1トン車ぐらいのがですね。そうするとやっぱり家が揺れるんですよ。その現状はやはり大型バスが通行するということで、しょっちゅう揺れているわけですよ。だからなかなかこの対策は非常に難しいという気がするんですが、先ほどから話が出ていますように、やはり抜本的に何か大きなことでもやらないと、路面に書くというのはすぐに書けるけど、安全対策はできそうですけども、やはり大型バスが通ることによって家が揺れたりとか、それとか子供の通学につきましてもね、私前に通ったときに子供が時間帯になって帰っていましたもんね、端のぎりぎりを通りながらですよ。これを見てやっぱり危ないなと思っていました。やはり子供たちが通っていると車というのはやっぱり徐行をしながらゆっくり、ましてや離合というのはなかなか難しいから、子供の後ろにくっ付いていくような形で、そして抜けたときにすうっと抜けていくような、まして大型バスの場合は特になかなか離合できないから、そういった意味ではなかなか難しいかと思えます。それで行政の方もいろいろ協力をしていただいて、結局警察といろいろな打ち合わせをやってあるんですよ。その中でやはり年間を通してとか、すべての車種が対象とか、それから天満宮の協力とか、それと左折車の案内ですか、そういったものを含めると、なかなかそう簡単にはできそうにもないんですね。だからそういった意味では今後もっともっとこれは研究していかなきゃならないとは思いますが、ここ1年2年でできるような問題でもないと思いますので、もっと今後その件につきましても努力していただきたいなと思います。ただ、やはり住民の方がこのことについて非常に迷惑しているということと子供たちが非常に危険な状態にさらされているというのはずうっと続くわけですから。これは特に配慮していただきたいなと思っています。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 今の件に対して回答はいいですか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） いや、いいです。

委員長（田川武茂委員） それでは、後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 同じことの繰り返しになるかもわかりませんが、反対があっているということを知ってあえてもう一度説明を聞きたいんですけど、私の考えとしてはやっぱり生活道路ですけど、子供たちの通学路、これが一番のネックになっているんじゃないかなと、確かにその時間帯は私も通ったことがありますけども、子供の危険というのは伴っているなということはわかります。それで川沿いに子供たちの通学路を作るとということで反対の意見があるというのはわかっているんですけど、どういう意味での反対かということを説明してほしいなと思うんですけど。通学路として設けるのはあそこが一番早いんじゃないかと私は思うんですけどね。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 私の方で登下校の分で太宰府小学校に協議に行ったときの件でございますけども、PTAのお母さん方がおっしゃった、もしくは校長先生がおっしゃったのは、川沿いは落ち込んだりして危ないというようなことをおっしゃっていました。それともう一つ今度は以前池田病院があったところから入って行って中をずうっと通っていく道ですけども、そのところは私どもも実際歩いてみましたけども、民家が建っていますので、その中を縫っていくような形になりますけども、そこは人通りが少ないので引き込まれたら危ないというようなことをおっしゃっていました。それで今の道路に通学路という路面表示をしてほしいというのが優先的に出た要望でございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 今、学校側とPTAが言われた川沿いで落ち込んだりして危ないというぐらいの、そういう意見ですか。それだったら対処ができるんじゃないですかね。立ち木を切るとか川沿いの方にはちゃんとしたネットを張るかフェンスをするか、そしてちゃんと防犯の対応をすることはできるんじゃないかなと、それの方が私は通学路のことだけを考えれば、それが一番早いし一番安全じゃないかなと私はそう思いますけどね。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 今委員さんがおっしゃいましたように、当然今の現状のままで安全でどこが一番いいかというようなことでおっしゃっていると思いますので、川沿いを、低い柵があるんですけども、これがもうちょっと危険だということですのでフェンスをするなり、道路を整備すればまた話は変わってくると思います。現状のままの分で要望がそんなふうな形でした。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今回の請願とは別にでもですよ、通学路の安全という面から、これは課長のところの担当になるのかな、学校と話をするのは、教育関係でしょ、そこに引き継いででもね、要するに今のPTAの人たちは、今後藤委員が言ったところの道よりもバスが通って車が通って歩きにくい方がまだ安全と思っているわけね。交通事故だけじゃないんで、問題は、そこが今小学生を持ったお父さん、お母さんたちと、我々から見た場合にそのところがね、なかなか理解しにくいところなんです。どうしてあの道路の方が安全と思うのかというのが不思議でたまらんわけね。今後藤委員が言われたようなところの道を通った方が安全と思うんですよ、我々から見ればよ。だから今のPTAの人たち、学校、これは変わるけんね。1年前のPTAの人たちが反対していても来年度のPTAの人たちが賛成する可能性もある。学校の校長先生だって変われば賛成、まったく違う考えを持った校長先生が来る可能性があるんで、これは毎年毎年ね、PTA、学校関係者と話しながら、あそこがどうやったら安全で通行してもらえるのかどうかということね、これの担当は学校教育課やる、そっちに部長からも言っ

てくださいよ。そしたら一つは解決するわけですからね。全部一遍に解決しようと思ったらいかんけども、一つ一つやれるものからやっていくという姿勢もやっぱり大事だと思うんですよ。その点よろしく願いしておきます。

委員長（田川武茂委員） 建設経済部長。

建設経済部長（富田 議） 十分協議してまいりたいと思います。一つが朱雀の生徒さんたちもかよってあって、今どんかん道を通って筑紫野古賀線に一度出てそのまま行ってあるんですけど、川沿いとなると今度横断歩道等が必要かなというのが一つございます。ちゃんとそのときに交通の方たちが立ってしていただければ済むんですけども、年から年中はどうかなというのが一つございます。それとあと一つ、県河川ですので那珂土木事務所あたりとのそういう、今途中まで散策路的に出ておりますけども、そういう部分の協議もして、そういうところも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 私からちょっと一言。この件についてですね、堤防について実態調査をしたことがあるんですよ、私。私のところの区長とそれから学校の校長と。それがどういうことかということ、一番大きな危険性があるのは何かということですね、柵をしていますよね。あれが高くて子供がそれに入ったら大水のときなんかね、子供がちょっと川をのぞいたときにすっと入ると、そういう危険性がありますよと。だからPTAなんかはですね反対をしてあるわけですよ。だからそれを根本的にね何か補強をすればいいんじゃないかなと私は思うんですけど。やっぱりあなたたちも地区の関係者、PTAの役員さんと今後そこのところをじっくりどうしたらいいかということを根本的に協議する必要があるんじゃないですか。ただ、学校関係だけじゃなくて、PTAの地区の皆さん方とどうしたらいいか、どういうふうに登下校の通学路を決定するか、そこのところをしっかりこう、今からの子供さんは2,020年ころには600万人からの人口が減るといいますから、これはやっぱり子供を大事にね、事故がないようにするのも行政の義務ですから。一つそこのところを、今度地区の役員さんとじっくり協議をしてくださいよ。それをお願いしておきます。

それではほかにご意見はございませんか。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 休憩をお願いします。

委員長（田川武茂委員） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

~~~~~

再開 午前10時46分

委員長（田川武茂委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」についてどのように取りはからいましょうか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） この問題につきましては3点が問題になっているわけですね、「大型バスの一方通行」、それと「通学路の安全確保」、それから「沿線住民の生活道路の安全確保」ということで。それで先ほどからいろんな意見が出ておりましたけども、警察との協議も今後もっともっと必要じゃなからうかという気がしております。それで警察の方は規制が非常に難しいということを書いてありますけども、行政としてその辺をもっともっと警察の方に訴えていただいて、それと天満宮、それから地元の協力ということがもっともっと検討しなければならぬことがたくさんあるように思えますので、これを私は継続審査でもっていくのが妥当かと思っております。

以上です。

委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） ただ今大田委員から継続審査とすべきではとの意見が出されたので、継続審査とすることについてを議題とします。

お諮りします。

請願第1号を継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

委員長（田川武茂委員） 大多数挙手です。

したがって、請願第1号は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

継続審査 賛成5名、反対1名 午前10時48分

~~~~~

委員長（田川武茂委員） お諮りします。

日程第2、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第3、議案第101号「市道路線の認定について」を審査の都合上、日程第8、議案第112号のあとに審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第4 議案第102号 太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について

委員長（田川武茂委員） それでは、日程第4、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」を議題といたします。

それでは執行部の補足説明をお願いいたします。

観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 太宰府市ホテル等設置奨励条例制定についてご説明いたします。

市長が提案理由でも申し上げましたように、また、第四次総合計画後期基本計画にもございますが、市内の豊富な観光資源を楽しく、ゆっくり回遊できるよう滞在型観光にシフトする観

点から、宿泊施設を誘致し、本市の産業観光の振興を図り、経済の活性化に結びつけるために条例制定をするものでございます。

この条例の制定のご提案につきましては、先の9月議会の全員協議会におきまして、今後の宿泊施設設置に対する支援策について研究、検討していることをご報告させていただきました。その後、先進地等も参考にしながら具体的な支援方法を条文化いたしましてご提案いたしております。

この条例は全体を9条から構成しております。第1条では、目的といたしまして、ホテル等の設置を促進するため、また、滞在型観光を推進して、本市の観光産業の振興と雇用機会の拡大を図って、経済の活性化に結びつけることを目的と定めております。

第2条は条文用語の意義をそれぞれに定めております。

第3条は事業者の指定についてでございますが、詳細はこの条例の施行規則に委ねられております。

次に第4条は奨励事業者の承継について述べておきまして、奨励事業者について譲渡、合併、相続等によって変更があった場合は市長に届け出ることになっております。

第5条は奨励金の交付についてございまして、予算の範囲内で交付することができるとしております。

第6条につきましては交付申請と決定を述べております。市長に申請することとなっております。

第7条は奨励事業者の指定の取り消し、あるいは奨励金交付決定の取り消し等を該当事由として6号、ここに掲げております。

次に第8条は市長は必要な事項について報告を求めたり指示することができるとしております。

最後に第9条は条例の施行に關しての必要な事項は規則で定めるということとございまして、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

橋本委員。

委員（橋本 健委員） 今課長の方から説明いただきましたけども、滞在型の観光を推進していくということで、その振興によってまた雇用機会の拡大を図っていくとご説明を受けましたけども、これがもし可決されて制定された場合に、今後どのような積極策、行政としてどのようなアクションを起こしていくのか、その辺の何かお考えがあったら是非お聞かせいただければと思っています。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） これをご承認いただきましたときには、私ども早速ホテル事業者

等と何回か面識がありますので、そのあたり、いろいろ今後を含めまして設置、そういう情報がありましたら私どもは積極的にそこに雇用を含めましての相談、協議に乗っていきたいというふうに思っています。

委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） ホテル事業者というのは選定、絞り込まれているわけですか。

新たに公募をかけるとかそういう考えはおありなんでしょうか。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 候補としては限定されておりません。今後につきましても今のところの動きはあっておりませんので、条例制定されますとそういうピーアールには、もしそういうお話があったときとかいうことについては積極的に誘致ないしそういうお話をしていきたいというふうに思っているところです。

委員長（田川武茂委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） 済みません。私この件を一般質問でもしようと思っているんですが、候補地ですね、土地、そういうのもちゃんと見込みがあるのかどうか、新たな。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 新たなものについてはございません。

以上です。

委員長（田川武茂委員） よろしゅうございますか。

ほかにありませんか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 第5条で、予算の範囲内で交付することができるということで、奨励金の話ですが、予算の範囲ということになりますと、この金額はいくらになっているのかということと、もう一つは今度新しくホテルができますよね。今できたのか。これに対してという形になるんでしょ。それと今後のことでしょ。だから、国民年金保養センターが今度新しいホテルに生まれ変わりましたが、それに対しての、ある意味ではこれを第1号というか、それが最初だという形になるんですかね。

まずは予算の範囲のことを聞かせていただきたいということと、それと太宰府市内にはホテルなり、例えばこれに該当するようなホテルとか旅館とか現在あるのかという問題、それもちょっと聞かせていただきたいんですけど。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 予算の範囲内と申しまして、規則の方に委ねているところがございます。これにつきましては固定資産税の分で5千万円を限度というような形で定めるようにしております。

それから候補地につきましては先ほど申し上げましたようにありませんので、今現在動きがっているというようなところも確たるものではございませんけども、グランティア太宰府が

そういう動きがあるというようなことの情報しか私の方は知り得ておりません。

ほかのホテルにつきましてはございません。

委員長（田川武茂委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 済みません。太宰府市内にホテルというのはないんですね。旅館もないんですね、今現在。既存のやつですか。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 今のところございません。ユースホテルがありますよね。そのくらいだと思います。

委員長（田川武茂委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） ないんですね。

（観光・産業課長「はい」と呼ぶ）

委員（大田勝義委員） はい、じゃあわかりました。

委員長（田川武茂委員） ほかにありますか。

村山委員。

委員（村山弘行委員） 予算の規模で、当初予算でつけられていくのか、今は枠配分になっていきますからですね。その中でされるんだろうと思うけども、多分今新聞で見ると年金センター跡地、これが第1号になるのかなあという話で、新聞では載っていましたが、そうかなあと思うけども、先ほど橋本委員も聞かれましたように、アピールをしていくのかですね。滞在型でホテルの誘致の働きかけなどをしていくのか。新聞に一定載りましたからホテル関係業者については検討されるかどうかわからないけど、あくまでも受動的にするのか、このことをもって能動的にホテル業者などにも動くのかどうなのかというのが、ただ待つということだけなのか、それと財源は大丈夫なのかなと、厳しい財政状況の中で。雨後のタケノコのように一気に太宰府にポコポコと対象ホテルができるとは想定しにくいから、そんな5軒も6軒もということとはなからうけど、この固定資産税が5千万円以上というのがないと思うけども、その辺の展望みたいなものが何かありますか。

委員長（田川武茂委員） 建設経済部長。

建設経済部長（富田 譲） 基本的な考え方は先ほど言いましたように総合計画の中に大きな柱として誘致していくというようなところで明記させております。これまでにホテルとかそういう話が全然なかったわけじゃございませんで、前市長時代にもいくつかございました。そういう場合、そういう奨励条例があるというようなこともお話をしてみたいと思いますし、市のホームページ、そういう部分でのお知らせ、そういうものも図っていただきたいと思います。また将来、JR太宰府駅構想もござります。そういう中でもそういうものを一つ軸として進めてみたいというふうに思っております。

それから奨励金でございますけども、基本的には、ちょっとここでは見えませんが、規則の中で、その年度に支払ってもらったあとの分の対応ということ、完納していただいて、そ

れからの奨励金として還付するような形になります。そういう対応をしていきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） ほかにありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今回の答弁を聞いていると、今回のこの条例は今建て替えをしようとしているホテルのみのことしかないのかなという感じを受けるんですが、ある人から言われているのはこういう優遇をするのであれば、9階建てのホテルをもう少し何とか環境にマッチしたものにできないのかという、そういう声を今聞いているわけですね。我々も皆さん方から写真、絵を見せていただいて、私もどちらかというホテルを建てるべきという意見の方ですから大歓迎はしているんですが、あとから建てしまったら環境が崩れてしまったと言われるようではいけないので、そこは十二分に……。そういう反対の人たちは1階でも低くするべきじゃないかという、色よりは高さの問題、あれである方向からは四王寺山が見えなくなるという可能性も方向によってはあるわけですよ。なかなか難しい問題とは思いますがお願いしたいなど。今回の条例は、先ほどから橋本委員が言っていましたように、これをもってホテル業界が1社でも別のホテル業者が出てくれるようなことなのかなというふうに思いましたら、あまりそうじゃないみたいで、ちょっと愕然としているんですが、今度のホテルのためだけに作るというのがあんまり、ちょっとおかしいなと僕は思うんだけどね。規則がどうのこうの、云々と言わずに、金額はもうわかっているんでしょう。いくら奨励金を出すのか、もう計算が全部出ているんだから、わかっていないんですか。今回のホテルに対していくら奨励金を出すと、もう規則も大体わかっているんだろうから。

委員長（田川武茂委員） 建設経済部長。

建設経済部長（富田 譲） 説明不足でしたでしょうか。今回、年金センター跡に建てる、一つのきっかけにはなりましたが、そのためにだけ作るのではもちろんございません。全体的に今後条例にのっとって対応していくということは部内でも十分、庁内でも論議して今後そういうことでやっていくんだということで、そこだけに対してすると言った気持ちはございません。全町的に、市内、先ほどJR構想とか言いましたが、そういうものにも対応していくんだということ。それから今後そういう話があればこういう奨励条例がありますよということも積極的にピーアールしてまいりたいということでございますので、そのところご理解いただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） その件は理解はちゃんとするんですが、それならもう少しこう、橋本委員や村山委員からの質問のときに、今から積極的にこういうことを考えていますというものが出てこないかね、ちょっといかんのかなと思うんですよ。私としてはこの奨励金がい



くらいであるか、今から規則でやると書いてありますけども、その額がどうなるかわからんけど、この程度でくるのかなという気もしますよ。この程度でホテル業界が、今まで太宰府に一切出てこなかった業界が行こうかなという心を動かすのかどうかというのは非常に疑問があるわけですよ。原因はほかにあるんじゃないかと思っているので。今までホテル業界の人を、私何度も一般質問のときに言うけど、ちゃんと市長のところに来て行って、今九州でこういう展開をしていますと。総合計画書もお金を出して買っていかれましたよ。しかしその後一切こっちに来ようという連絡がないと。そうこうしている間に香椎の方に、大分の何とか観光がホテルを作りましたよね。ほとんど街中じゃなくてインター付近に今ホテルが九州の、この前も熊本の方に行きましたけども、インターの近所にホテルが建っているというケースが多いんですよ。で、あの、まあ努力は少しでもね、前進したということは認めないといけませんので、我々もそういう意味でのホテルを1軒でもやっぱり引っ張ってきたいなと、太宰府のためにね。努力はしたいなと思うけど我々に言えない何かネックがあるような気がしてなりませんので、そこから先は今回の件と質問が離れていくので、これ以上は言いませんけど、もう少しやっぱりお互い研究しましょうや。何かこれだけでは厳しいような気がするんですよ。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員の意見について、答弁はいりませんね。

（福廣委員「はい」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時10分

委員長（田川武茂委員） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

~~~~~

再開 午前11時20分

委員長（田川武茂委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

日程第5 議案第103号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

委員長（田川武茂委員） 日程第5、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例

について」を議題といたします。

それでは執行部の補足説明をお願いいたします。

上下水道課長。

上下水道課長（宮原勝美） 議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

市長の提案理由の説明と重複しますが、下水道使用料につきましては、資料の新旧対照表を付けておりますが、今まで温泉汚水の項目がございませんでした。11月に温泉付宿泊施設より公共下水道接続の申し出がございましたので、この度、一般汚水とは別に温泉汚水の項目を設けて料金を設定するものでございます。料金につきましては近隣の筑紫野市さんが温泉付宿泊施設がございまして、筑紫野市の料金を参考にし1 m<sup>3</sup>当たり65円を規定するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時22分

~~~~~

日程第6 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
委員長（田川武茂委員） 日程第6、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、歳出から審査いたします。

なお、各款の職員給与費につきましては、総務文教常任委員会の所管となりますので、当委員会では審査いたしません。

それでは、補正予算書24、25ページをお開きください。

6款2項3目、治山費の治山施設整備費について、執行部の補足説明をお願いします。

観光・産業課長。

観光・産業課長 6款2項3目15節、治山整備工事費100万円についてご説明いたします。

平成19年度地域防災対策総合治山事業として実施されております大字国分字裏山の治山工事の施工に伴いまして県と協議を行いましたところ、流末の水路の整備工事が必要となりましたので増額補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） これは国分のということでのお話でしたが、国分の裏山の治山工事は大体100%はいつているんですか、これで。それともまだ残っている分というのはあるわけですか。

委員長（田川武茂委員） 観光・産業課長。

観光・産業課長（山田純裕） 国分の裏山付近につきましては、20年度まで防災対策事業として実施されますけども、国分の件につきましては終わりでございます。

委員長（田川武茂委員） 福廣委員、ありませんか。

ほかに質疑のある方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に8款1項1目、土木総務費の庶務関係費について、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（大内田 博） 土木総務費の13節、委託料及び17節、公有財産購入費は関連がありますので一括で説明させていただきます。

今回、道路改良工事をした時点で側溝が個人の用地に入っていたことが判明いたしましたので、今回分筆測量と用地購入費を計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 場所の確認をさせてください。

委員長（田川武茂委員） 建設課長。

建設課長（大内田 博） 行政区としては国分区になります。

委員長（田川武茂委員） よろしいですか。

（大田委員「はい」と呼ぶ）

委員長（田川武茂委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、8款2項3目、道路新設改良費の財源更正について、執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（大内田 博） 今回、地域再生基盤強化事業の財源が確定いたしましたので、今回市債の組み替えをするものでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、8款4項2目、公園事業費の公園新設関係費と4目、土地区画整理事業費の財源更正について、執行部の補足説明をお願いします。

都市計画課長。

都市計画課長（神原 稔） 8款4項2目、公園事業費ですが、13節委託料と15節工事関係費は関連がありますので一括して説明します。予定していたのが高雄公園なんですけど、これが全額補助対象となっておりますので、委託料の執行残を工事費に組み替えるものであります。それからこれはあとで歳入の方で出ますけど、事業債の方でも端数の処理と言いますが、10万円ほどの補正をしております。それを合わせて補正するものであります。

それから、4目の土地区画整理事業費の財源更正ですが繰入金等の精算といいますか、それを調整するものでございます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 以上で歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

それでは、14、15ページの18款1項1目、基金繰入金の佐野土地区画整理事業基金繰入金について、執行部から補足説明をお願いします。

都市計画課長。

都市計画課長（神原 稔） 繰入金ですが、保留地等の基金を事業に繰り入れるための基金でご

ざいます。4億3,353万7千円計上しております。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に、21款1項3目、土木債ですが、これにつきましては6ページの第4表、地方債補正の変更と関連していますので、あわせて補足説明をお願いします。

まず、道路橋梁事業債につき補足説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（大内田 博） 21款1項3目、土木債につきましては先ほど歳出の方で説明していただいたように、地域再生基盤強化事業の市債が確定しましたので、990万円増額しまして6ページの道路橋梁事業債を990万円補正して1億4,460万円にするものでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 次に公園事業債について補足説明をお願いします。

都市計画課長。

都市計画課長（神原 稔） これも先ほど歳出のところで申しましたが、公園事業債10万円を端数の調整ということで調整しまして事業債が確定しましたので調整しましてここで10万円を計上しております。先ほどの歳出のところに充てるということにしております。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 以上で歳入と地方債補正を終わります。

次に繰越明許費の審査に入ります。

5ページをお開きください。

8款2項の通古賀地区都市再生整備事業について補足説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（大内田 博） 通古賀地区都市再生整備事業につきまして道路改良に伴う用地買収及び移転補償等の協議に相当の時間を要することになり、それに伴う改良工事にも必要な工期及び期間から考慮して今回繰り越しを1億1,000万円するものでございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) 次に8款4項の高雄公園新設事業について補足説明をお願いします。
都市計画課長。

都市計画課長(神原 稔) これも先ほどの補正と関係するんですが、設計は進んでいるんですが、場所等を考慮して、今さらに中身の検討をやっております。年度内に工事というのも困難な状況ですので、繰り越しをお願いいたしまして今年度、新年度で整備する計画であります。
以上です。

委員長(田川武茂委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) 以上ですべて説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(田川武茂委員) 全員挙手です。

したがって、議案第107号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時32分

~~~~~

日程第7 議案第111号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について  
委員長(田川武茂委員) 日程第7、議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

これから、執行部の補足説明をお願いしますが、大幅な減額や増額補正など、特に説明が必要と思われる項目以外は簡潔にご説明をお願いします。

それでは、執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長(宮原勝美) 補正予算書第1号の4ページをお開きください。

4ページの今回の補正につきましては、企業債償還金でございますが、財務省から借りてお

ります財政融資資金につきまして、公的資金の保証金免除対象分について繰り上げ償還が19年度、20年度、21年度、この3年間に限って許可が出ました。それで水道事業会計につきまして5%以上が2件しかございません。その2件について7,957万7千円を繰り上げ償還するための補正でございます。

それと公営企業金融公庫の償還金505万2千円の増につきましては、平成17年度に新落合浄水場跡地分について一般会計の方に売却する時点で繰り上げ償還いたしておりましたけど、それに絡んだ分での19年度の当初予算に過少見積りがございましたので、今回505万2千円増額補正させていただくものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございますが、太宰府市の浄水場の浄水業務の委託につきまして、19年度までで、20年度から新たに業者の選定を行うに当たりまして、入札を行い3年間契約を行う予定でございますけど、その準備を2月、3月でしますものですから、債務負担行為を設定するものでございます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時35分

~~~~~

日程第8 議案第112号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

委員長（田川武茂委員） 日程第8、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（宮原勝美） 下水道事業会計補正予算書第1号の5ページをお開き願います。

人件費以外の補正につきましては北谷地区の下水道整備工事にかかわる補正でございます。

北谷地区の下水道整備工事につきましては20年度から22年度までの3年間を予定しておりますが、この度、国庫補助額の追加がございまして、19年度中に一部前倒しを行い支出の方で工事費を2億5,000万円計上いたしております。その財源としましては国庫補助金を9,000万円、そして建設企業債を1億4,750万円計上するものでございます。この時期での計上でございますので、この工事につきましては繰り越しをさせていただき予定でございます。

以上でございます。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時37分

~~~~~

日程第1から日程第2まで一括上程

委員長（田川武茂委員） 日程の順序を変更しておりましたので、これから日程第2の議案第100号、日程第3の議案第101語の審査を行います。

お諮りします。

日程第2、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第3、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、日程第2及び日程第3を一括議題といたします。

それでは執行部の補足説明をお願いします。

建設課長。



建設課長（大内田 博） 議案第100号「市道路線の廃止について」及び議案第101号「市道路線の認定について」ご説明いたします。

議案書22ページから27ページをご参照ください。

今回、廃止提案しております。六反田道線、水城駅・口無線、フケ・水城駅線は地域再生道路改良により起点・終点が変更になるため、路線を廃止するものです。なお3路線とも議案第101号で認定を提案しております。それぞれ、道路法第10条第1項の規定に基づき路線廃止を行うものであります。

続きまして、議案第101号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

議案書29ページから40ページをご参照ください。

半田・久保田線は通古賀地区の都市再生整備計画に基づき整備した路線です。また、六反田道線、水城駅・口無線、フケ・水城駅線の3路線は、地域再生計画事業により整備計画を進めている路線であり、迎田・芹田線につきましては佐野土地区画整理事業により一部廃止になった路線です。北谷・御笠線は県道筑紫野古賀線の4車線道路改良に伴いまして、今回筑紫野古賀線を全線市道として認定いたしまして、道路が4車線完了後、一度全線廃止いたしまして県道部分と市道部分とを分けて管理区分をいたしまして再度認定をする予定になっております。

いずれも道路改良により路線の起点・終点が変更になるため、再認定をするものです。それぞれ、道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長（田川武茂委員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第100号及び議案第101号については、質疑の前に委員会を休憩し、委員全員で先に現地調査を行うため、太宰府市会議規則第98条に基づき、議長に対して委員派遣承認を要求したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） 異議なしと認め、委員全員で現地調査を行います。

なお、委員派遣承認要求書の提出については、委員長に一任願いたいと思っております。

それでは、現地調査へはマイクロバスで午後1時に出発の予定といたします。

再開については、現地調査終了後連絡いたします。

なお、現地調査の所要時間は1時間程度を予定しております。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

~~~~~

（現地調査）午後1時00分～午後2時09分

~~~~~

再開 午後2時19分

委員長（田川武茂委員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、議案第100号「市道路線の廃止について」の質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号「市道路線の廃止について」を可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第100号は可決すべきものと決定しました。

可決 賛成6名、反対0名 午後2時20分

~~~~~

委員長（田川武茂委員） 次に、議案第101号「市道路線の認定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（田川武茂委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号「市道路線の認定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（田川武茂委員） 全員挙手です。

したがって、議案第101号は可決すべきものと決定しました。

可決 賛成6名、反対0名 午後2時21分

~~~~~

委員長（田川武茂委員） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願

たいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(田川武茂委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果報告及び委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

閉会 午後2時22分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 20 年 1 月 24 日

建設経済常任委員会 委員長 田 川 武 茂